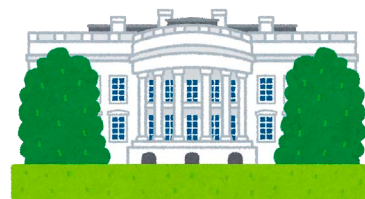


(第9回) USPTO 長官候補の承認手続、SEP に関する共同政策声明の改定案、2021 年の統計情報など



(一財) 知的財産研究教育財団 知的財産研究所ワシントン事務所 所長
石原 徹弥 (ISHIHARA Tetsuya)

1. はじめに

今回のワシントン便りでは、まず最近の米国知財業界の近況として、11月に開催された国際商標協会 (International Trademark Association、INTA) の年次総会の様子を紹介する。次に11月から1月に話題になった、USPTO 長官候補の承認手続、SEP に関する共同政策声明の改定案、商標近代化法の施行、特許適格性の審査試行プログラムについて紹介する。最後に、2021年の統計情報をいくつか紹介する。

2. INTA 年次総会

2021年11月に開催されたINTA年次総会は、インパーソンイベントが2年ぶりに復活し、オンラインとのハイブリッドで行われた。インパーソンイベントは、コロナの感染対策の観点から大規模なものにはされず、3か所の会場に分けてそれぞれミニ会議と称して開催された。1日目はニューヨーク、2日目はベルリン、3日目はロサンゼルスでの開催であった。これらのミニ会議に参加するには、コロナのワクチン接種の完了証明に加えて、会議開始の72時間以内に検査を受けて陰性結果を取得し、提出することが求められた。

なお、筆者もミニ会議に参加するためにコロナの検査を受けた。検査場での待ち行列はなく、すぐに検査を受けることができ、1時間ほどで陰性結果を取得できた。しかし、約1か月後の12月後半になると、コロナ、オミクロン株の大流行が始まり、検査場での待ち行列の長さが2時間超になったり、検査結果を取得するのに4、5日待ったりと、混乱した状況になってしまった。11月にインパーソンイベ

ントが開催されたことは、振り返ればタイミングが良かった。

INTA年次総会の参加者数は、インパーソンとオンラインの合計で3,000名以上、うちインパーソンの3か所の合計は800名であった。筆者が参加したニューヨーク会場 (図1) には、米国東海岸地域からの参加者のみでなく、米国各地、南米、欧州からの参加者も多くいた。日本からの参加者はいなかったようである。

今回のINTA年次総会で特に話題にされていたことは、社会の持続可能性の観点や多様性・包括性の観点から、企業は事業活動の中でどのようにして社会貢献とブランディングを行っていくべきか、という大きなテーマであった。例えば、会場のテーブル上には、多様性・包括性の観点から製品化、ブランディングを行った実例としてマテル社のバービー人形 (図2) が配布され、同社の取り組みについて紹介があった。マテル社の商標・著作権担当者からのプレゼンテーションを含めて、登壇者の多くの説明は、一般向けに作成された広告映像などの動画を活用して行われた。一般向けの伝わりやすさやブランディングを意識していることが体感できる内容であった。

他には、参加者が所属している企業や事務所における多様性・包括性のベストプラクティスについて、テーブルごとに議論してテーブルの代表が全体に向けて発表するセッションもあった。

会議全体の狙いとして、商標実務の詳細を議論するというよりは、共通の話題を議論することを通じて参加者間のネットワークを広げることや、現在の社会で求められている内容を議論することを通じて

図1 INTA年次総会ニューヨーク会場の様子



参加者全員が、コロナのワクチン接種の完了証明及び検査の陰性結果を提出していることから、他の知財業界の会議で見られたような、テーブルや座席の間隔を広くする措置、登壇者の間に透明な仕切りを設置する措置などはとられていなかった。パンデミック後に筆者が参加した会議の中では最も密に人が集まっており、熱気が感じられた。図1は元USPTO長官のカップス氏の講演（インタビュー）時の様子である。カップス氏からは、イノベーションやブランディングとそれを支える知財の重要性、そしてその重要性を議会や社会に教育することの必要性が語られた。

視野を広げ、気付きの機会とすることが期待されているようであった。

多様性・包括性は、近年の米国でよく議論されるテーマの1つである。知財業界においても、業界団体のイベントのように公共性があるものでは頻繁にトピックに含まれている。そして、その多くは、企業の事業活動との関係ではなく、知財人材の偏りの問題として議論されている。具体的には、知財弁護士や発明者の性別・人種、経済状況の偏り（男性、白人、裕福層が多いこと）について紹介し、その偏りを解消するために何ができるかを議論することなどである。議論の際には、個人に対する機会の平等を確保する観点に加えて、イノベーションにとって重要という観点も広く共有されている。

また、議論のみでなく、多様性・包括性を実現するための動きとして、知財業界団体の取り組み（多様なバックグラウンドの学生に対する知財分野の活動の表彰など）、議員による法案の上程（Unleashing American Innovators Act など）、USPTO の取り組み（Council for Inclusive Innovation など）のようにさまざまなものがある。

図2 多様性・包括性とブランディングの実例の紹介



マテル社の商標・著作権担当者から、従来の典型的なバービー人形は人種、体形、職業などが固定されており、実際の社会や顧客のニーズに合致していなかったため議論を重ねたことが紹介された。そして、さまざまな子供に向けて、何にだってなれる（you can be anything）というコンセプトを定め、製品化や動画配信などを活用したブランディングを図っていることが紹介された。会場では、さまざまな職業の人形が各テーブルの上に配布された。図2はボクサーの例である。

3. USPTO長官候補の承認手続

バイデン大統領がUSPTO長官候補としてKathi Vidal氏を指名したことが10月26日に発表されてから、Vidal氏は上院の承認を待っている。承認に賛成する声が多く、近いうちに（この原稿が公表される頃には）承認される可能性がある。

(1) Vidal氏の経歴

Vidal氏は法律事務所Winston & Strawn LLPのシリコンバレー事務所に所属する知財弁護士であり、半導体、ソフトウェア、医療機器といった幅広い分野において特許訴訟の経験が豊富である。地方裁判所、国際貿易委員会（ITC）、特許審判部（PTAB）において原告・被告を弁護するほか、大企業やスタートアップに対して営業秘密や商標を含む知財分野のアドバイスを行っている。また、女性及び多様性の問題や若手弁護士の育成に積極的に取り組んでいることが知られている。

米国で長年議論されている特許適格性（101条）の問題に関しても、Vidal氏は豊富な経験を持っている。2018年には、SAP America 対InvestPic事件においてSAP側を代理し、インターネットを介した財務データの統計分析システムに関するInvestPicの特許は特許適格性を有しないと主張して連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）で勝訴した。また、2019年には、Chamberlain Group 対Techtronic Industries事件においてChamberlain側を代理し、ガレージなどの可動障壁の無線コントロールに関するChamberlainの特許は特許適格性を有すると主張したがCAFCで敗訴した。このような経験からVidal氏は、特許適格性の問題に関して特許権者と実施者のバランスを考慮して対処できる者ではないかと期待されている。

Vidal氏はニューヨーク州立大学で電気工学の学士号、シラキュース大学で電気工学の修士号を取得した後、ペンシルベニア大学Carey Law Schoolを卒業した。また、General Electric社などにおいてソフトウェアや人工知能分野のエンジニアや、CAFCにおいてSchall判事の調査官を務めた。現在の事務所の前には、法律事務所Fish & Richardson PCに20年間所属していた。

(2) 上院司法委員会での公聴会

USPTO長官として正式に就任する前に、上院での公聴会及び承認が必要になる。上院の承認は2段階で行われ、まず司法委員会、次に本会議の流れである。司法委員会では12月1日に公聴会が行われ、

以下の質疑応答があった。

（Grassley議員）現在の特許制度における一番大きな問題は何か。過去のUSPTO長官の施策の中で、何を維持し、何を変更するか。

（Vidal氏）特許適格性の問題については、法が定まっていないため、裁判官にとっても法の外郭を理解するのが難しいと聞く。規則などが法律に適合しているか、イノベーションを促進しているかを常に確かめる必要がある。

（Leahy議員）特許制度が製薬企業により競合相手を排除するために乱用され、バイオシミラーを防ぐために特許の藪が作られている。このような特許制度の乱用が処方薬価格高騰の一因となっているという考えに同意するか。

（Vidal氏）特許制度の乱用に対する懸念は承知している。USPTOができるのは最高の質の特許を発行すること。知財の価値向上のために努力する。

（Leahy議員）PTABが地裁での公判日程を参照してIPR開始を拒否している。知財訴訟は地裁が最初に示した日程よりも遅れることが多いにもかかわらず、PTABがこのような運用を行うことは問題であり、見直しが必要ではないか。

（Vidal氏）Fintiv規則に基づいてPTABに裁量が認められているが、Fintiv規則を回避する方法もある。利害関係者の意見聴いて何ができるか検討したい。

（Feinstein議員）職務を果たすために、これまでの経験の中で最も重要なものは何か。法律家として成長するためになぜその経験が重要だったのか。

（Vidal氏）法律事務所での管理職経験により、問題を公平に観察し、組織を率いるために全ての人にチャンスを与えることを学んだ。

（Tillis議員）特許適格性の問題をより明確にするための法改正を支持するか。

（Vidal氏）より明確性が必要という点は同意する。

どのような方法によるかは難しく、Tillis議員や利害関係者と協力して取り組みたい。

(Tillis議員) 特許が保護を認められるために技術的な要件は必要だと考えるか。

(Vidal氏) USPTOが特許適格性の問題について調査を実施しているので、その結果を聞いてから回答したい。

(Tillis議員) 前政権の下で実施されたPTABの改革は、特に小規模企業などにとってPTABが死の部隊 (Death Squad) とならないようにバランスを取り直すものであり、支持している。この改革を続けるか。

(Vidal氏) FintivなどのTillis議員が気にかけている問題は承知している。改革は重要であると考えており、利害関係者の意見を聴いてより詳細に検討を続けたい。

(Tillis議員) 地裁の公判日程に関してFintiv規則を変更する必要があると考えるか。

(Vidal氏) Fintiv規則とその適用によりどのような影響があるか、利害関係者を含めてTillis議員とも協力して取り組みたい。

(Klobuchar議員) 資金力のある大企業がPTABのレビューを乱用して小規模な発明家を阻害することを防ぐためにUSPTOは何ができるか。

(Vidal氏) PTABの使われ方について懸念があるのは承知している。PTABを小規模ビジネスにとって使いやすいものとする必要がある。

(Coons議員) SEPがイノベーションに重要であり、2019年の政策声明に賛成しているが、再検討する動きがある。政策声明の見直しについては公平に検討し、変更する場合には議会や利害関係者の意見を踏まえて透明なプロセスを進めることを約束するか。

(Vidal氏) 約束する。

(Coons議員) 中国などによる知財窃取の問題について、他国と協力を続けることが重要。国際的な知財保護に向けた取り組みについて考えを聞きたい。

(Vidal氏) 透明性がなく予測可能性のない制度を有している国があり、米国のイノベーションを不利にしている。個人的に模倣品や知財侵害品に対して米国企業を代理した経験もある。就任したらこの問題に積極的に取り組みたい。

(Hirono議員) 女性や少数派の特許制度への参加を増やすために、USPTOが統計データ収集を可能にする法案 (IDEA Act) の実施に尽力するか。また、特許弁護士の多様化にも取り組むべき。

(Vidal氏) 承知した。

(3) 上院司法委員会での投票

1月13日には、司法委員会においてVidal氏の承認に対する投票が行われた。

投票の直前に、John Kennedy議員 (ルイジアナ州選出、共和党) から、Vidal氏は知財弁護士としての経歴からシリコンバレーのビックテック企業のために働くのではないかという懸念が示された。この懸念は、個人発明家団体からも表明されていた。しかし、司法委員会知財小委員会の野党筆頭委員であるThom Tillis議員 (ノースカロライナ州選出、共和党) が、Vidal氏はIancu前長官が行ったPTABの改革 (この改革はビックテック向けとは認識されていない) を進めることに同意しているなどとしてVidal氏の承認に賛成すると述べた。また、同小委の委員長であるPatrick Leahy議員 (バーモント州選出、民主党) もTillis議員の発言を支持しVidal氏の承認に賛成すると述べた。

そして投票が行われた結果、賛成17票・反対5票となり、賛成多数でVidal氏の承認に関する審議は本会議に進むことになった。

4. SEPに関する共同政策声明の改定案

12月6日、米国司法省反トラスト局、USPTO及び国立標準技術研究所 (NIST) は、標準必須特許 (SEP) の救済に関する政策声明の改定案¹を公表し、意見募集を開始²した。意見の提出期限は当初

は2022年1月5日とされたが、すぐに30日延長され2022年2月4日とされた。

この政策声明は、SEPが侵害された場合に認められるべき適切な救済の範囲について、2019年の政策声明³の内容を改めて、当局の見解を示すとともに、SEPライセンスの誠実な交渉のガイダンスについても新しく示すものである。2019年の政策声明では、SEPに関する侵害訴訟においても差止めを含む全ての救済が認められるべきとされ、SEP保有者（特許権者）に有利な内容になっていた。2021年7月のバイデン大統領による競争促進のための行政命令⁴でこの見解の見直しが要請されていた。

Jonathan Kanter 司法省反トラスト局長は、改定案は特許権者と実施者の間の誠実な交渉を促進するための枠組みを提示するものであり、意見募集で提出される全ての意見を検討した後で政策声明を決定すると述べている。

改定案の主な内容は以下のとおりである。

- FRAND宣言がなされたSEPについて、実施者がライセンスを受ける意思があり、過去の侵害と将来の使用に対する支払いが可能である場合には、誠実な交渉の代わりに差止めを求めることはFRAND宣言の目的に反する。
- 特許権者と実施者はFRANDライセンスを締結するために誠実な交渉を行うべきである。そのためには、特許権者が実施者に対して、侵害の可能性があるSEPを特定して警告し、可能な範囲で侵害の態様について情報を提供し、誠実なFRAND提案を行うべきである。
- FRANDライセンスを受ける意思のある実施者は、提供された情報を精査し、合理的な期間内に交渉を進展させる方法で応答するべきである。例えば、(1) 提案を受け入れる、(2) 誠実な反対提案を行う、(3) 特許の有効性や侵害に関する事項を含む、提案に対する具体的な懸念を表明する、

(4) 対立する問題について中立な者による解決を提案する、(5) 提案を検討するために合理的に必要な情報を具体的に要求する。

- 特許権者も、合理的な期間内に交渉を進展させる方法で応答するべきである。例えば、(1) 反対提案を受け入れる、(2) 元の提案に対する具体的な懸念を表明し、新たに誠実なFRAND提案を行う、(3) 情報の要求に応答する、(4) 対立する問題について中立な者による解決を提案する。
- 当局は、交渉が決裂した場合には、裁判外紛争解決もしくは司法による解決を促し、またライセンスもしくは紛争解決のための合意に向けた双方による誠実な努力を推奨する。
- 当事者間の合意が成立しなかった場合には、FRAND宣言の有無や個別のライセンス交渉の状況により、SEPの侵害に対する適切な救済方法は異なる。一般的には、特許権者に対する金銭的な賠償で十分である。
- 2006年のeBay事件最高裁判決以降、FRAND宣言がなされたSEPについて差止めが認められることはまれである。実施者がFRANDライセンスを受ける意思がない、又は受けることができない場合に差止めが正当化され得る。例えば、裁判所や中立的な者が決定したFRANDロイヤルティーの支払いを実施者が拒否した場合には、ライセンスを受ける意思がないと判断される。一方で、中立的な者が裁定した実施料率に従うことに実施者が同意したり、仲裁やライセンス条件の決定においてSEPの有効性や必須性について争う権利を留保したり、ライセンスに合意した後でSEPの有効性や必須性について争う権利を留保したりした場合には、ライセンスを受ける意思がないと判断されるべきではない。
- SEPを巡る救済の決定に当たっては、FRAND宣言やライセンス交渉における当事者双方の行為を含む全ての事実が検討されるべきである。

1 <https://www.justice.gov/opa/press-release/file/1453826/download>

2 <https://www.justice.gov/atr/guidelines-and-policy-statements-0/public-comments-draft-policy-statement-licensing-negotiations-and-remedies-standards-essential>

3 https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnews/us/2019/20191223.pdf

4 https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnews/us/2021/20210723.pdf

FRAND宣言がなされたSEPの普及及び効率的なライセンスは、標準エコシステム全体の利益となり、効率的なFRANDライセンスの交渉は競争とイノベーションを促進する。当局は、FRAND条件に基づいて、もしくは裁判外紛争解決などによるFRANDや関連する問題の紛争解決の過程において、SEPライセンス交渉の当事者が合意することを推奨する。

この改定案について、特に意見が募集されている11の質問のポイントは以下のとおりである。

1. 2019年の政策声明は見直されるべきか。
2. 改定案は、侵害に対する救済に関する既存の法的枠組みに照らして、特許権者と実施者の利益の均衡を適切に保つものとなっているか。
3. 改定案は、競争促進のための行政命令で言及された、特許権の範囲を超えた市場支配力の拡大という懸念に対応しているか。
4. FRAND宣言がなされたSEPを巡る交渉において、差止めの可能性が決定的な要素となることはあるか。
5. それ以外にSEPのライセンス交渉において典型的に困難な問題がある場合には、どのような情報があれば交渉がより効率的で透明になるか。
6. SEPを巡るライセンス交渉に関して小規模なビジネスや発明家が影響を受けている場合には、どのようにすればライセンスがより効率的で透明になるか。
7. 改定案はFRANDライセンスの誠実な交渉のために有意義な枠組みを促進するか。どのようにすればこの枠組みが改善するか。どのような枠組みであれば標準化団体の知的財産ポリシーを支援できるか。
8. 改定案は標準化団体や標準設定の過程にどのような影響を与えるか。
9. FRANDライセンスを受ける意思の有無を示す

事実として、改定案で示された以外にどのような例があり得るか。

10. これまでの行政府による政策声明が裁判やライセンス交渉において参照されたことがある場合には、政策声明はどのように影響したか。
11. FRAND宣言がなされたSEPのライセンスについて企業に周知するために、米国政府はどのような情報を用いるべきか。

5. 商標近代化法の施行

USPTOは11月17日付の官報⁵で、商標近代化法（TMA：Trademark Modernization Act）の施行規則の最終版を公表し、12月18日に施行した。TMAは2020年12月27日に成立し、USPTOは5月18日に施行規則案を公表して意見募集を実施していた⁶。

TMAで新設された査定系取消手続（ex parte expungement）及び査定系再審査手続（ex parte reexamination）については、12月27日から請求の受け付けを開始した⁷。USPTOのオフィスアクションに対する応答期間の柔軟化は2022年12月1日から実施される。

5月の規則案からの主な変更点は以下のとおり。

- 査定系取消手続及び査定系再審査手続の請求料を400ドルに設定（規則案では600ドル）。
- 査定系取消手続及び査定系再審査手続の手続開始の通知がなされた場合には、商標権者は3か月以内に応答することが必要（規則案では2か月以内）。ただし、125ドルを支払うことで1か月の延長が可能。
- 最終決定の発行後、商標権者は3か月以内に再審理もしくは商標審判部（TTAB）への申し立てが可能（規則案では2か月）。

また、意見募集においてUSPTOが特に意見を募集していた点について、提出された意見を踏まえた

5 <https://www.federalregister.gov/documents/2021/11/17/2021-24926/changes-to-implement-provisions-of-the-trademark-modernization-act-of-2020>

6 https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnews/us/2021/20210601.pdf

7 <https://www.uspto.gov/trademarks/laws/2020-modernization-act>

検討結果は以下のとおり。

査定系取消手続及び査定系再審査手続について

- 商標登録1件に対して申し立て可能な査定系取消手続もしくは査定系再審査手続の請求件数の上限は、今回の規則においては設定しない。
- いかなる第三者も査定系取消手続及び査定系再審査手続を請求できるとされているところ、USPTOは請求人に対し、利害関係者の名前の特定を要求しない。ただし、特定の案件について長官の権限により要求することが可能。
- 商標権者による応答が要件を具備していない場合は、商標権者は、30日間もしくはUSPTOからの通知で指定された応答期間のいずれか長い方までの間に是正することを可能とする。
- 商標権者の応答の失敗により一部の指定商品・役務が取り消された場合は、商標登録後の使用宣誓書の監査 (audit)⁸の対象に自動的に選ばれることはない。

柔軟な応答期間の設定について

- USPTOのオフィスアクションに対する応答期間を原則として3か月とした上で、請求人などは125ドルを支払うことで3か月の延長を1回請求できるとする制度が最良と結論付ける。USPTOのITシステムへの影響などを考慮し、2022年12月1日から施行する（規則案では2022年6月27日）。

6. 特許適格性の審査試行プログラム

USPTOは1月6日付官報⁹で、特許適格性に基づく拒絶理由への応答を遅らせることができる試行プログラム (Deferred Subject Matter Eligibility Response (DSMER) Pilot Program) を開始すると通知した。USPTOはこの通知に対する意見を3月7日まで募集している。

試行プログラムは一定の要件を満たす出願を対象

としている。要件を満たす出願について、試行プログラムに参加するかどうかは出願人が出願ごとに選択できる。

特許適格性以外の拒絶理由の解消により、特許適格性に基づく拒絶理由も解消される場合があることから、USPTOはこの試行プログラムの実施により、審査の効率性と特許の質にどのような影響があるかを評価している。

この試行プログラムは、2021年3月にThom Tillis上院議員及びTom Cotton議員（アーカンソー州選出、共和党）が、特許法第101条の審査に関してUSPTOに要請する書簡を送付したことに応じるものである¹⁰。

試行プログラムの概要は以下のとおり。

- 実施期間は2月1日から7月30日で、延長の可能性あり。
- 試行プログラムの対象となる要件を満たす特許出願について、最初のオフィスアクションの際に、出願人に対して試行プログラムへの参加を促す通知を行う。以下の全ての要件を満たす出願が対象となる。
 - ・ 試行プログラムに参加する審査官 (primary examiner) に割り当てられた出願。
 - ・ 通常の特許出願（仮出願）又は国際出願の国内移行出願。仮出願の出願日の利益を主張していないことが必要。米国を指定した国際（意匠）出願の出願日の利益を主張することや、米国又は外国でした先の出願に基づく優先権を主張することは可能。植物特許と意匠特許は対象外。
 - ・ 優先審査などにより審査順序が繰り上げられていない出願。
 - ・ 最初のオフィスアクションに特許適格性及びそれ以外の事由に基づく拒絶理由が含まれる出願。特許適格性に基づく拒絶理由とは、特許適格性の審査ガイダンス¹¹のステップ1において

8 商標登録後の使用宣誓書が提出された際に、USPTOが任意で追加の使用証拠の提出を求めることができる制度。

<https://www.uspto.gov/trademarks/maintain/post-registration-audit-program>

9 <https://www.federalregister.gov/documents/2022/01/06/2021-28473/deferred-subject-matter-eligibility-response-pilot-program>

10 <https://www.jetro.go.jp/world/ipnews/us/2021/067a910fef8300e3.html>

クレームが法定カテゴリーに属さないとして拒絶されるものと、ステップ2Bにおいてクレームが全体として司法例外に向けられており、司法例外を超える追加的要素を有しないとされて拒絶されるものの両方が該当する。

- 出願人は、参加を希望する場合には、最初のオフィスアクションへの応答時に、試行プログラムへの参加を求める様式を提出する¹²。
- 出願人は、特許適格性以外の拒絶理由から先に応答し、特許適格性に基づく拒絶理由に対しては、最終処分又は他の拒絶理由の撤回もしくは解消のいずれか早い方まで応答を先送りすることができる。
- 審査官は、他の拒絶理由に対する応答により特許適格性に基づく拒絶理由も解消されるか否かを検討し、拒絶理由が解消され特許可能だと判断した場合には許可通知を発行する。拒絶理由が解消されなかった場合には、特許適格性を含む全ての拒絶理由を記載した追加のオフィスアクションを出し、これに対して出願人は再度、特許適格性に基づく拒絶理由への応答を遅らせて他の拒絶理由から応答することが可能である。

7. 統計情報

USPTOは「Performance and Accountability

Report Fiscal Year 2021¹³」を公表し、2021年度（2020年10月～2021年9月）の活動状況を報告した。（1）～（3）に統計情報の一部を示す。

また、米国知的財産権者協会（Intellectual Property Organization、IPO）は「Top 300 Organizations Granted U.S. Patents in 2021¹⁴」を公表し、2021年の企業別の特許許可件数の上位300社を明らかにした。（4）にその一部を示す。

2021年の特許審判や特許裁判についても、Unified Patent社が分析した結果が公表された。（5）、（6）にその一部を示す。

（1）出願件数など

2021年度の特許出願件数（デザイン特許及び継続審査請求（RCE）を含む）は65万1千件で、前年度から0.4%減少した。FA期間が前年度と比べて2.1月長くなったが、この理由としてはパンデミックへの対応として審査官に柔軟な休暇取得を認めたこと、超過勤務が減ったことが挙げられている。最終処分までの期間は23.3月で、前年度と同様であった。USPTOは、2022年度以降には出願件数が徐々に増え、また古い出願への対応のため、2022年度にはFA期間が延びると予測している。

特許出願件数のうちデザイン特許は5万4千件で、前年度から17.6%と大幅に増加した。

図3 出願件数等

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
特許出願件数 (うち継続審査請求)	650,350 (186,520)	647,572 (174,299)	666,843 (173,280)	653,311 (154,962)	650,703 (144,941)
増減率	0.0%	-0.4%	3.0%	-2.0%	-0.4%
FA期間（月）	16.3	15.8	14.7	14.8	16.9
最終処分期間（月）	24.2	23.8	23.8	23.3	23.3
商標出願件数	594,107	638,847	673,233	738,112	943,928
増減率	12%	7.5%	5.4%	9.6%	27.9%
FA期間（月）	2.7	3.4	2.6	3.0	6.3
最終処分期間（月）	9.5	9.6	9.3	9.5	11.2

11 <https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s2106.html>

12 出願人への通知の文言や様式はUSPTOのDSMERページに掲載されている。

<https://www.uspto.gov/patents/initiatives/patent-application-initiatives/deferred-subject-matter-eligibility-response>

13 <https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports>

14 <https://ipo.org/wp-content/uploads/2022/01/2021-Patent-300%C2%AE-IPO-Top-Patent-Owners-List-FINAL.pdf>

商標出願件数（区分数）は94万4千件で、前年度から27.9%と大幅に増加した。中国の出願人による出願件数が2万6千件増加した影響が大きい。FA期間は6.2月、最終処分までの期間は11.2月で、いずれも近年で最長となった。

商標出願の急増については6月にDavid Gooder 商標局長から報告があった¹⁵。急増の一因として、パンデミックを受けてビジネスのオンライン移行が進んだことが指摘されている。

(2) 海外出願人による出願・登録件数

海外出願人による出願・登録件数は、特許については、引き続き日本の出願人によるものが出願件数・登録件数とも最多となっているが、件数は減少している。なお、2021年度の特許出願件数に関する統計は来年度の報告書で公表される。

2位の中国の出願件数・登録件数は引き続き増加

図4 居住地別特許出願・登録件数（上位5位）

順位	出願件数			登録件数		
	居住地	19年度	20年度	居住地	20年度	21年度
1	日本	89,858	84,971	日本	55,899	48,909
2	中国	44,285	54,378	中国	26,176	29,469
3	韓国	39,065	42,291	韓国	24,218	23,128
4	ドイツ	32,967	31,410	ドイツ	19,799	17,971
5	台湾	21,024	21,692	台湾	13,390	12,648
	海外総計	350,759	355,031	海外総計	210,695	198,730

図5 居住地別商標出願・登録件数（上位5位及び日本）

順位	出願件数			登録件数		
	居住地	20年度	21年度	居住地	20年度	21年度
1	中国	102,593	228,445	中国	48,766	110,563
2	カナダ	16,431	19,912	カナダ	5,610	5,004
3	イギリス	15,288	17,971	イギリス	5,045	4,623
4	ドイツ	13,432	13,998	ドイツ	4,379	3,778
5	韓国	6,557	8,587	日本	3,372	3,092
6	日本	8,671	7,982	-	-	-
	海外総計	237,403	377,191	海外総計	99,683	156,689

している。

商標については、中国からの出願件数が急増したほか、他国からも軒並み増加している。一方で日本の出願件数は2020年度の8,671件から2021年度は7,982件と減り、韓国を下回った。中国は登録件数についても、他国を圧倒している。

(3) USPTOの職員数

出願件数が増加しているデザイン特許と商標に対応するため、それぞれ審査官が増員されている。11月の特許諮問委員会（PPAC）定期会合¹⁶では、ここ数年間は退職の要件を満たす者の人数が非常に多いことが説明された。

図6 USPTOの職員数

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
職員総数	12,588	12,579	12,652	12,928	12,963
うち 特許審査官	7,961	8,007	8,125	8,230	7,840
うち 意匠審査官	186	178	171	204	233
うち 商標審査官	549	579	627	622	662

(4) 企業別の特許許可件数（IPO報告書）

IPOが調査会社に依頼して行った分析によると、2021年の企業別の特許許可件数の上位10社は、9社が2020年と同じ企業であった。入れ替えは、前回8位のMicrosoftが今回12位になり、前回13位のトヨタが今回8位になったことである。

IBMが1位を維持したが2位のSamsungと比べて23件多いのみであり、僅差になった。全社の件数が減少したことについては、USPTOの審査業務量が減少したことの影響を受けていると考えられる。このIPOの報告書によると、2021年度のUSPTOによる特許許可の総件数は2020年度と比べて-7%であった。

15 https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnnews/us/2021/20210625.pdf

16 <https://www.uspto.gov/about-us/events/attend-patent-public-advisory-committee-quarterly-meeting-9>

図7 企業別の特許許可件数（上位10社）

順位	2020年の特許許可件数			2021年の特許許可件数		
	企業名	件数	増減率	企業名	件数	増減率
1	IBM	9,435	0%	IBM	8,540	-9%
2	SAMSUNG	8,539	-1%	SAMSUNG	8,517	0%
3	LG	5,112	4%	LG	4,388	-14%
4	CANON	3,689	-9%	CANON	3,400	-8%
5	INTEL	3,284	-12%	HUAWEI	2,955	-7%
6	RAYTHEON	3,213	1%	INTEL	2,835	-14%
7	HUAWEI	3,178	9%	TAIWAN SEMICONDUCTOR	2,807	-3%
8	MICROSOFT	2,972	-5%	TOYOTA	2,753	-2%
9	TAIWAN SEMICONDUCTOR	2,892	22%	RAYTHEON	2,694	-16%
10	SONY	2,886	5%	SONY	2,624	-9%

図8 PTAB・連邦地裁への審判・裁判の申請件数



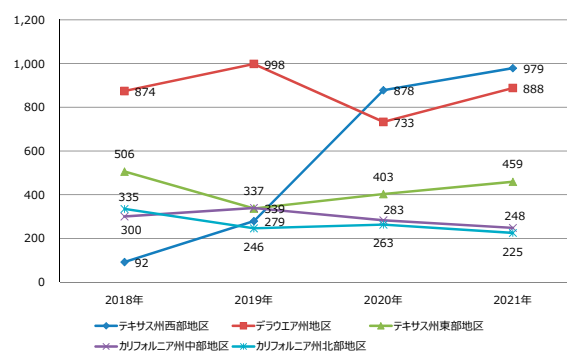
(5) 特許審判と特許裁判の件数

Unified Patent社の分析によると、2021年は2020年を比べて特許審判部（PTAB）への審判（AIAレビュー）の申請件数は180件減少し、連邦地裁への特許訴訟の提訴件数は同程度（21件増加）であった。

(6) 連邦地裁別の件数

テキサス州西部地区連邦地方裁判所（WDTX）に対する特許訴訟の集中が注目されている。Unified Patent社の分析によると、2021年もWDTXへの提訴件数は増加し、Albright判事が就任した2018年から10倍以上の件数になった。

図9 連邦地裁における特許訴訟の提訴件数（主要5地裁）



石原 徹弥 (ISHIHARA Tetsuya)

2001年、特許庁に入庁し、特許審査官、審判官のほか、秘書課長補佐（弁理士制度企画班長）、審査基準室長補佐（基準企画班長）、調整課長補佐（企画調査班長）、品質管理室長などを経験。また、経済産業省知的財産政策室長補佐、テキサス大学オースティン校客員研究員、津田塾大学非常勤講師を経験。2020年7月より現職（ジェトロニューヨーク知的財産部長を兼務）。米国IP study Groupのメルマガを配信中。